

-お客様へご案内-

GoToトラベル利用の割引に関しまして

観光庁より ビジネス出張に対しては支援の対象外となる旨の通達がありました。

つきましては、
企業が旅行代金を負担するとみなされてしまう
【会社名での領収証発行】が叶いません。
ご了承下さいますよう、何卒お願い申し上げます。

お問い合わせ GoToトラベル事務局
0570-002-442
10:00~19:00年中無休

ホテルスイート広島横川
〒733-0003
広島県広島市西区三篠町2丁目11番4-1号
TEL082-836-3451

事務連絡 令和2年11月13日 観光庁

10月29日に発出した事務連絡において、ビジネス出張を目的とする旅行商品については、本事業の目的である観光需要の喚起という観点から、本事業の利用を極力制限させていただくべく、法人の出張手配を目的とした予約サイトにおける割引の適用除外など、利用を制限するための措置を講じることとしています。

中略

ただし、宿泊施設等が、旅行者より領収証等に会社名を記載するように求められる場合については、企業において旅行代金を負担するビジネス出張であるとみなされるものであることから、本事業の趣旨に鑑み、宿泊施設等は旅行者に対して、支援の対象外となる旨をご説明いただき、このような求めに対しては、拒否していただいて構いません。

それでもなお、会社名の領収証等を求められる場合は、割引前の宿泊代金を支払って頂き、それと同額の会社名の領収証等を発行いただくとともに、未使用の地域共通クーポンの返却を求めることとします。

地域共通クーポンを既に使用しており、返却が困難な場合には、追って事務局から地域共通クーポンと同額の請求が行く旨、お伝えください。

また、予約サイト等において、宿泊前に既に宿泊代金を支払っている場合は、領収証等に会社名を記載することはできない旨をお伝えください。